

職場環境整備等の要求・回答  
 (自治労大阪府職員労働組合税務支部南河内分会)

要 求 項 目	回 答
<p>1 労使慣行に関すること            労使慣行を順守し、勤務労働条件の改変にあたり一方的実施は行わないこと。</p>	<p>1 労使慣行に関することについて            これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたい。            また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p>
<p>2 庁舎等の環境・設備の整備に関すること</p> <p>1) 職員の健康管理の観点から、窓・ブラインド・空調・休養スペース等の点検・設備の更新等を行うこと。</p> <p>2) 職員の衛生管理の観点からトイレの点検・整備・設備の更新等を行うこと。特に女子トイレについては、抜本的に設備の更新を行うこと。</p>	<p>2 庁舎等の環境・設備の整備に関することについて</p> <p>1) 窓・ブラインド・空調・休養スペース等の点検や設備の更新等については、税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>2) トイレの点検や整備、設備の更新等については、税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>3 職員の健康管理に関すること</p> <p>1) 職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運営を行うこと。</p> <p>2) 安全衛生委員会の更なる機能強化を図ること。</p> <p>3) 作業環境を整備するとともに、職員の安全確保のため床面タイルの交換、床面の出っ張りを解消すること。また、OAフロア化を行うこと。</p> <p>4) 業務で使用する公用車・自転車については職員の安全確保のため、運行に支障のないよう、引き続き点検・整備に努めることとともに、公用車について安全対策として「スタッドレスタイヤ」等を導入すること。</p>	<p>3 職員の健康管理に関することについて</p> <p>1) 職員の健康に留意した執務室の適正温度の保持に努めてまいりたい。</p> <p>2) 安全衛生委員会の充実や快適な職場環境の確保を図るなど、今後とも努力してまいりたい。</p> <p>3) 床面タイルの交換や配線モールなどの床面の出っ張りの解消、OAフロア化については、税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>4) 公用車の整備については、安全な運行ができるよう、今後とも万全を期してまいりたい。            また、その他の安全対策については、税政課に伝えてまいりたい。</p>
<p>4 税務手当については、支給要件の整理を行い「給与の調整額化」を行うこと。</p>	<p>4 税務手当の「給与の調整額化」については、税政課に伝えてまいりたい。</p>